

令和2年度 生物資源産業学部 インターンシップ マナー研修



FACULTY OF
BIOSCIENCE &
BIOINDUSTRY
TOKUSHIMA UNIVERSITY

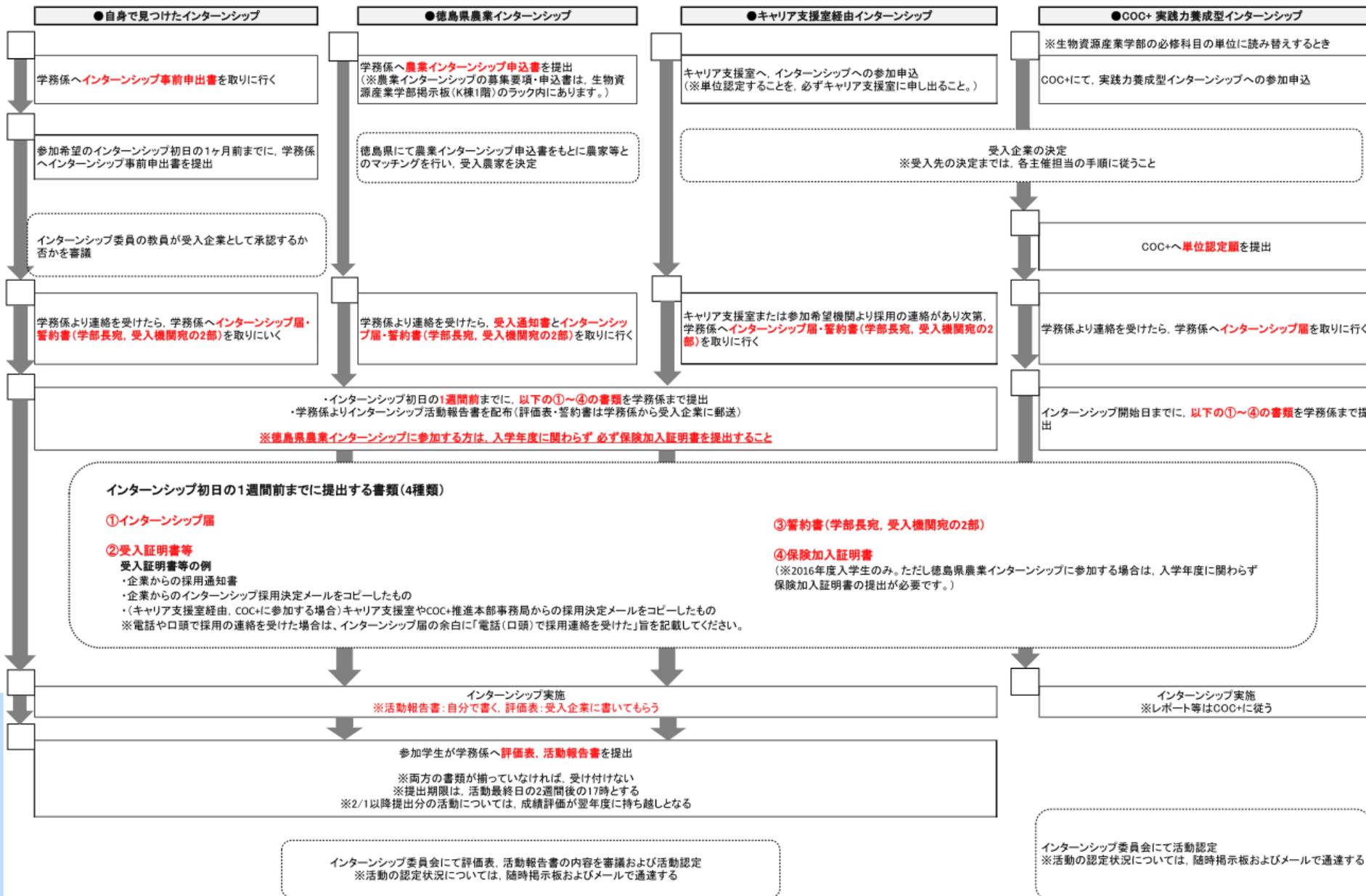
令和2年7月17日（金）14：35～



徳島大学 生物資源産業学部
FACULTY OF BIOSCIENCE & BIOINDUSTRY, TOKUSHIMA UNIVERSITY

★インターンシップの種類

生物資源産業学部主催以外インターンシップ チェックシート



※上記フロー図はK棟1階の学部掲示板に掲示しています。



★インターンシップの単位習得，活動認定について

実働15日以上活動を必要とします。

また，1日当たりの活動は**7時間程度**とします。

ただし，複数のインターンシップに参加する場合は，**合計日数を満たせば**単位修得となります。

なお，活動認定に必要な書類（「インターンシップ活動報告書」「インターンシップ評価表」詳細は後ほど説明）を提出した時点で，活動ごとにインターンシップ委員会で活動認定を行います。

活動認定状況については，随時教務システムからの通知と掲示板でお知らせしますので，各自確認をし，活動認定状況に応じて計画的にインターンシップへ行くようにしてください。

活動認定は，インターンシップ委員会で審議を行うため時間を要します。書類を提出してすぐに活動認定されるわけではありません。

また，インターンシップは3年生開講科目となりますので，単位認定および成績評価は3年生後期で行います。1，2年生で単位修得条件を満たした場合でも，単位認定は3年生後期となります。**ただし，できる限り2年生までに活動を終えておいてください。**3年生になると，集中講義や研究室配属などで，まとまった時間が取りづらくなります。

★インターンシップの書類

1. インターンシップ事前申出書について
2. インターンシップ届について
3. インターンシップ活動報告書について
4. インターンシップ評価表について

★インターンシップの書類

1. インターンシップ事前申出書について
2. インターンシップ届について
3. インターンシップ活動報告書について
4. インターンシップ評価表について



2. インターンシップ届について

インターンシップ届

学生番号 _____ (学年: _____ 年) _____

所属コース _____

氏 名 _____

緊急連絡先(携帯番号) _____

受 入 機 関	受 入 機 関 名	<input type="checkbox"/> 企業・官公庁 (自分で探してきたインターンシップ) (企業・官公庁等名)
		<input type="checkbox"/> 農業インターンシップ ※徳島県主催の「農業インターンシップ」に参加する場合は、チェックをしてください。
		<input type="checkbox"/> キャリア支援室経由インターンシップ ※キャリア支援室で申し込んだインターンシップに参加する場合は、チェックをしてください。 (企業・官公庁等名)
		<input type="checkbox"/> COC+実践力養成型インターンシップ ※COC+主催の実践力養成型インターンシップに参加する場合は、チェックをしてください。 (企業名・プロジェクト名)
	部署名 (担当者)	
住 所		
電 話 番 号		
実 施 期 間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (就業時間)	
仕 事 内 容		
報酬等の有無 (※該当する項目全てにチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 交 通 費 <input type="checkbox"/> 食 費 <input type="checkbox"/> 宿 泊 費 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	

※裏面もあります

加入している保険名	<input type="checkbox"/> インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 (学研災付帯賠償責任保険 B コース)
	<input type="checkbox"/> 学生教育研究賠償責任保険 (学研災付帯賠償責任保険 A コース)
	<input type="checkbox"/> 学生賠償責任保険 (大学生協)
	<input type="checkbox"/> インターンシップ先の企業にて加入
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
※該当する項目全てにチェックしてください。 保険加入証、領収書等を貼付してください。	

注) インターンシップに参加する学生は、必ず「学研災付帯賠償責任保険」の「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険」、「学生教育研究賠償責任保険」又は「学生賠償責任保険」のいずれかの保険にご加入ください。申込は、学生支援課、又は生協へお申し込みください。

RI.7

自分で探してきたインターンシップ先（企業，官公庁等），徳島県農業インターンシップ，キャリア支援室経由インターンシップ，実践力養成型インターンシップへ行く場合に提出が必要となります。

提出期限は、インターンシップ開始日の**1週間前まで**となります。

なお、徳島県農業インターンシップ，キャリア支援室経由インターンシップ，実践力養成型インターンシップについては、インターンシップ届提出までにそれぞれ必要な手続きがあります。詳細については、インターンシップフロー図を確認してください。

(参考)

一期生（平成28年度入学生）のみ、「インターンシップ届」に、保険の加入状況が分かる書類を添付して提出してください。（平成29年度以降の入学生は不要です。）



★インターンシップの書類

1. インターンシップ事前申出書について
2. インターンシップ届について
3. インターンシップ活動報告書について
4. インターンシップ評価表について



3. インターンシップ活動報告書について

1枚目表面

平成 年 月 日

徳島大学生物資源産業学部 インターンシップ活動報告書

学生番号				学 年	年				
学生氏名				コース名	コース				
実習機関名									
実習期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
実習日数	日	実習時間	時間	欠席日数	日	遅刻 早退	時間		
通勤時間	片道	約	分						
通勤手段	鉄道 ・ バス ・ 自家用車、バイク ・ 自転車 ・ その他 ()								

注1) 実習日数、実習時間については、実働日数、時間を記入してください。(欠席日数、遅刻・早退時間、通勤時間は含め
はいけません。)ただし、休憩時間については活動の一部とみなしますので、実習時間に含んで構いません。
「2. 毎日の活動記録」も同様です。
注2) 通勤手段については、原則公共交通機関を利用するものとし、やむを得ない場合のみ車両の利用を認めます。なお、車両を
利用する場合は、必ず自身で自動車保険等に加入してください。
注3) 活動報告書は必ずボールペンで記入してください。鉛筆での記入は不可です。「2. 毎日の活動記録」については、活動
日ごとに指導者の確認印またはサインをもらってください。

1. 目標と振り返り

(1) 参加についての目標 (活動前に記載)

(2) 担当した業務 (活動後に記載)

「インターンシップ活動報告書」は、生物資源産業学部
専門教育科目のインターンシップに取り組む場合は、**必
ず**必要となります。(※ただし、実践力養成型インター
ンシップに参加し、専門教育科目に替えることを希望す
る方については、COC+指定のレポートを使用するため、
インターンシップ活動報告書は不要です。)

1枚目表面については、必要事項を記入してください。



注意 実習日数、実習時間については、**実働日数、実働時間**を記入してください。

※**欠席日数、遅刻・早退時間、通勤時間は含めないで
ください。**ただし、休憩時間は活動の一部とみなし
ますので、実習時間に含んで構いません。
裏面「2. 毎日の活動記録」も同様です。
また、活動報告書は**必ずボールペンで記入してくだ
さい。**鉛筆での記入は不可です。

注意事項をよく読んで記入してください。

誤って記入している場合は、修正を求めたり、認定され
ない場合がありますので、注意してください。

3. インターンシップ活動報告書について

1枚目裏面以降

活動日ごとに、ここに
確認印またはサインを
もらう！

2. 毎日の活動記録

年 月 日	研 修 内 容	指導者の 確認印又は サイン
1日目 年 月 日() 時 分~ 時 分 時間		
2日目 年 月 日() 時 分~ 時 分		
時間		

活動日ごとに活動記録を記入してください。

※同じ日に行った活動は1つの枠に記入してください。
同じ日の活動を、2つの枠に分けて書いてはいけません。

※欠席した日は記入してはいけません。
また、遅刻・早退時間も記入してはいけません。
ただし、休憩時間は活動の一部とみなします。

※必ずボールペンで記入してください。鉛筆での
記入は不可です。

正しく記入できていない活動については、修正して
いただいたり、認定できない場合がありますので、注意
してください。

1枚目裏面以降については、毎日の活動記録を記入してくだ
さい。活動記録は詳細に記入してください。あまりにも簡素
な場合や虚偽の内容が記載されている場合は、当該活動が活
動日数・活動時間として認定されない場合がありますので注
意してください。

活動記録は活動日ごとに記入し、その日ごとにインターン
シップ先の担当者に確認印またはサインをもらうようにして
ください。（数日分まとめてもらうことは不可です。）

なお、生物資源産業学部主催のインターンシップで課題解決
型に参加した場合のみ、学生のグループのみで大学に集まり
課題解決に向けて自主勉強をした時間も活動に含まれます。

その場合は、研修内容に自主勉強内容を記入のうえ、その日
ごとに担当教員※に確認印またはサインをもらってください。

また、その日ごとの自主勉強の成果物を併せて、担当教員に
提出してください。

また、活動報告書は必ずボールペンで記入したうえで、確認
印をもらってください。

鉛筆での記入は不可です。

※ 学部主催のインターンシップでは、企業ごとに担当教員がつき、
企業・学生間の連絡調整等を担当します。

★インターンシップの書類

1. インターンシップ事前申出書について
2. インターンシップ届について
3. インターンシップ活動報告書について
4. インターンシップ評価表について



4. インターンシップ評価表について

「インターンシップ評価表」については、インターンシップ先の担当者の方に、インターンシップ期間中の参加学生の評価をしていただく書類になります。専門教育科目のインターンシップに取り組む場合は、**必ず**必要となります。

(※ただし、実践力養成型インターンシップに参加し、専門教育科目に替えることを希望する方については、COC+指定の評価書類を使用するため、インターンシップ評価表は使用しません。)

インターンシップ開始までに、大学からインターンシップ先へ直接送付します。

活動最終日に、インターンシップ先の担当者の方から**厳封のうえ**、預かってください。

(※ただし、生物資源産業学部主催のインターンシップについては、受入先から直接学務係がお預かりしますので、みなさんが預かる必要はありません。)

注意
!

「インターンシップ活動報告書」と「インターンシップ評価表（厳封）」を、**インターンシップ活動最終日から2週間後の17時までに**、学務係まで提出してください。

提出期限が遅れた場合、当該活動は認定しません。

一方で書類の提出がない場合は活動の認定ができませんので、注意してください。

なお、インターンシップは3年生の科目のため、単位認定は3年生後期の時点で行います。それ以前に単位修得条件を満たした場合でも、すぐには単位認定されません。

また、**2/1以降提出分の活動については、成績評価が翌年度に持ち越しとなります。**

※実践力養成型インターンシップについては、「インターンシップ活動報告書」「インターンシップ評価表」双方とも提出不要です。

※生物資源産業学部主催インターンシップについては、「インターンシップ活動報告書」のみ提出してください。

★インターンシップの書類についてまとめ

	インターンシップ事前申出書	インターンシップ届	インターンシップ評価表	インターンシップ活動報告書
自身で見つけたインターンシップ	○	○	○	○
徳島県農業インターンシップ	※1	○	○	○ ※2
実践力養成型インターンシップ	×	○	× ※3	× ※3
キャリア支援室経由インターンシップ	×	○	○	○
生物資源産業学部主催インターンシップ	×	×	× ※4	○

○：学務係へ提出が必要， ×：学務係へ提出が不要

※1 徳島県農業インターンシップについては、「農業インターンシップ申込書」を提出してください。

※2 「農業インターンシップ報告書」でも可とします。（詳細は参加者に説明します）

※3 実践力養成型インターンシップについては、別の書類を使用します。詳細については、COC+事務局の指示に従ってください。

※4 生物資源産業学部主催インターンシップについては、「インターンシップ評価表」は受入機関から直接大学にご提出いただきます。

参加学生が提出する必要はありません。



★徳島県農業インターンシップについて

農業インターンシップ実施要領

対象者	原則として農学系大学生
時期	令和2年5月1日～令和3年3月10日の間 (但しお盆期間中は除く)
期間	7日間程度
受付	令和2年4月10日～令和3年2月15日の間
受入手順	<p>申込書・誓約書の提出 ※ (様式1・2号) に記入・捺印し、徳島県へ</p> <p>受入農家の内定 ※ 徳島県から内定通知・参加費の納付書送付</p> <p>傷害保険証の写し、もしくは加入証明書の提出・参加費の納付 ※ 徳島県へ (受入を決定)</p> <p>研修 ※</p> <p>研修報告書の提出 (研修終了時)</p>
費用	原則徳島県までの往復交通費と研修謝金(1泊2,500円) ただし通いの場合は、研修謝金(宿泊費)は不要
宿泊費	原則として受入農家の一室、必要なアメニティ用品は持参してください
傷害保険	受入期間中の加入が必要
必要書類	申込書・誓約書・傷害保険証の写し、もしくは加入証明書
送迎	県外学生の場合は、県内発着駅と受入農家との間を送迎 県内学生・通いの場合は、送迎はなし
申込書の提出先・お問い合わせ先	<p>徳島県立農林水産総合技術支援センター 農業大学校 〒779-3233 徳島県名高郡石井町石井1660番地 TEL 089-674-1026 / FAX 089-674-8129 URL https://www.tonodai.ac.jp</p>
交通機関	<p>高速バス 東京-徳島(約) 約9時間 毎日運行 京都-徳島 約3時間 終日運行 大阪-徳島 約2時間30分 終日運行 神戸-徳島 約2時間 終日運行</p> <p>航空機 (JAL/ANA) (約70分) 東京(羽田)-徳島 1日往復11便</p>



徳島県農業インターンシップに参加を希望する場合は、農業インターンシップ申込書を表裏とも記入し、学務係まで提出してください。

インターンシップ申込書は、農業インターンシップパンフレットに挟まれています。パンフレットは、K棟掲示板下のラックに入っています。

また、農業インターンシップの受入農家については、一覧表が学務係にあります。(農業法人は除く)

一覧表は持ち出し禁止ですので、閲覧したい方は学務係まできてください。

★生物資源産業学部主催 インターンシップについて

令和2年度前期のインターンシップは新型コロナウイルスの影響により中止となりました。後期については、決まり次第通知します。

以下では、令和元年度のお知らせを参考に紹介します。

(参考) 昨年度のお知らせです。

令和元年度前期生物資源産業学部主催インターンシップに参加希望の方は、以下の説明会に必ず出席するようにしてください。

日時：2019年5月23日（木） 16:20～

場所：けやきホール，生協食堂2階

※スケジュールの詳細等は、K棟1階の学部掲示板に掲示しています。

生物資源産業学部主催インターンシップの詳細については、5月23日（木）16:20～の事前説明時に連絡します。



〈参考〉: 昨年度の内容です。

★令和元年度前期 生物資源産業学部主催 インターンシップについて



学生受付と事前説明はけやきホールで行います。事前説明終了後、生協食堂2階へ移動します。けやきホール2階で受付を行います。必ず受付を済ませてください。
(※受付をしなければ出席扱いになりません。)



★インターンシップ保険について

学生教育研究災害傷害保険

この保険は、学生が教育研究活動中及び通学中に、不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合の災害補償制度として、財団法人日本国際教育支援協会が損害保険会社と契約して実施しているものです。

本学では、入学時に全学生が加入することになっています。

ただし、留年等により修業年限を超える場合は、新たに加入する必要があります。

生物資源産業学部学生の窓口は、学務部学生支援課となっています。

保険の内容と保険金

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金 医師の治療を受けた場合	入院加算金 180日限度
正課中・学校行事中	2,000万円	程度に応じ 90万円～3,000万円	治療日数が1日以上が対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円
通学中、学校施設等相互間移動中	1,000万円	程度に応じ 60万円～1,500万円	治療日数が4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円
上記以外で学校施設内にいる場合			治療日数が14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき 4,000円
学校施設外で大学に届け出た課外活動中				

保険金が支払われる場合(詳しくは約款によります)

1) 正課中

講義、実験・実習、演習又は実技による授業(以上を総称して以下「授業」といいます。)を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

ア 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。

ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

イ 指導教員の指示に基づき授業の準備若しくは後始末を行っている間又は授業を行う場所、大学の図書館・資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

2) 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

※大学HPから抜粋

詳細は大学HPもしくは学生生活の手引きをご確認ください。

3) 上記「正課中」又は「学校行事中」以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

4) 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。ただし、山岳登山やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除きます。

5) 通学中

大学の授業等、学校行事又は課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、住居と学校施設等との間を往復する間。

6) 学校施設等相互間の移動中

合理的な経路及び方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、大学が教育研究のために所有、使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事又は課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

● 保険金請求手続き ●



★インターンシップ保険について

インターンシップ・教職資格活動等 賠償責任保険

本学は、学校に届出があるインターンシップ、教職資格活動等で学生が万一賠償責任を負った場合に備えて上記の賠償責任保険を導入し、その加入受付事務などを行っております。

なお、生物資源産業学部の学生は平成29年度入学者より全員加入となっております。

対象となる活動

大学が、教育活動の一環として、正課、学校行事又は課外活動のいずれかに位置付ける国内でのインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復途中を対象とします。

賠償責任保険の内容

国内において、学生が、正課、学校行事又は課外活動として、インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習又はボランティア活動を行う際に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

補償の対象者

大学・大学院に在籍する学生で「学生教育研究災害傷害保険」に加入している学生に限ります。



※大学HPから抜粋
詳細は大学HPもしくは学生生活の手引きをご確認ください。

補償金額・保険料

	活動内容
補償内容	正課、学校行事又は課外活動として行われる インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復途中
対人賠償	対人賠償と対物賠償合わせて
対物賠償	1事故につき1億円限度(免責金額0円)
保険料(1年間)	210円

注意：インターンシップの内容や学部等により他のコース加入が必要な場合があります。

保険期間

4月1日～翌年3月31日(1年間)

※生物資源産業学部の学生は平成29年度入学者より、入学時に全員加入しています。(留年等により修業年限を超える場合は、新たに加入する必要があります。)

補償の対象となる主な場合(詳しくは約款によります。)

1)対象となる活動中(往復途中を含む。以下同様。)に、次に掲げる事由により他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含む。以下同様。)を負わせ、又は他人の財物を損壊(滅失、毀損若しくは汚損)させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

ア 活動に伴い発生した偶然な事故

イ 活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事故(飲食物に限ります。)

ウ 活動の結果に起因する偶然な事故

2)対象となる活動に伴って占有、使用又は管理する受託物の偶然な事由による損壊、紛失又は盗取(詐取を含む。)により、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

補償の対象とならない主な場合(詳しくは約款によります。)

- 1)被保険者の故意による事故
- 2)被保険者の心神喪失に起因する事故
- 3)自動車・昇降機・航空機・船舶・車両又は動物の所有・使用・管理に起因する事故
- 4)戦争・変乱・暴動・騒擾・労働争議による事故
- 5)被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償責任事故
- 6)地震・噴火・津波による事故
- 7)生産物又は仕事の瑕疵に起因する当該生産物又は仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- 8)排水・排気に起因する事故
- 9)自転車・バイク・自動車・航空機・船舶・車両・動物・楽器・紙幣・有価証券・美術品・設計書などその他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難など

★インターンシップに関する注意事項

- ・就業については、実習先企業等の就業規則を遵守し、無断欠席、遅刻は厳禁です。
実習期間中に病気他緊急事態が生じ、やむを得ず活動を欠席や遅刻する場合は、**必ず事前**に受入先担当者まで（学部主催のインターンシップについては、担当教員にも）連絡をしてください。
- ・実習中業務を遂行するうえで入手した、実習先の情報や個人情報等を漏洩することは厳禁です。
（SNSへの投稿も含む）。**守秘義務は必ず遵守してください。**なお、実習終了後も同様です。
- ・実習中に居眠りをする、私語が多い、ネットサーフィンをするなど、マナー違反は厳禁です。
マナーを守って実習に取り組んでください。
- ・実習先のはものは丁寧に扱ってください。インターンシップ先の物を壊してしまった場合は、受入先担当者及びインターンシップ委員までただちに報告してください。
また、交通事故、実習中のトラブル等が起こった場合も、受入先担当者及びインターンシップ委員までただちに報告してください。
- ・インターンシップ先には原則公共交通機関で行くものとし、やむを得ない場合のみ車両（車、バイク、自転車等）の使用を認めます。やむを得ず車両を使用する場合は、十分気をつけてください。なお、インターンシップ場所への行き来の途中で万が一交通事故等に遭った場合、大学で加入している保険では、交通事故の相手方や車両等の物には適用されませんので、ご注意ください。
やむを得ず車両等を使用する場合は、必ず自身で自動車保険等に加入しておいてください。

就活生に
聞きました！

インターンシップに参加するに当たり 注意すべき点



- 時間を守る、遅刻しない
- 挨拶をする
- 礼儀作法、マナー
- 言葉遣い
- 笑顔
- 名刺交換の仕方
- 電話対応
- メールの書き方 などなど

★インターンシップ委員の連絡先について

インターンシップ実施中の事故や、その他お問い合わせについては、以下の番号に連絡してください。

090-3183-9726

(インターンシップ専用携帯電話直通)

※令和2年度インターンシップ委員長の服部 武文 教授が対応します。



インターンシップで困ったことや分からないこと等があれば、
インターンシップ委員までご相談ください。
守秘義務やルールをしっかりと守り、
事故や受入先に迷惑をかけないように十分気をつけて、
インターンシップに取り組んでください。

